

合同会社琉球報酬等に関する規程

【沿革】 制定 令和5年8月1日

役員報酬

役職	報酬（月額）
代表社員	300,000 円

（出張旅費）

役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給する。

- 2 職務の遂行に必要な旅費、旅費以外の費用の実費を支給する。
- 3 宿泊料は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 5 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この表を適用することができる。

報酬	日額 10,000 円
旅費	（航空運賃・船賃・宿泊料 鉄道賃）旅費の実費 （車賃）路線バスの実費・自家用車は 1 kmにつき 20 円
宿泊料	（県内）日額 10,000 円 （県外）日額 15,000 円
その他	上記以外で、職務遂行に必要な費用の実費